



老発第0331006号

平成20年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正について

主任介護支援専門員の養成については、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知)により行われているところであるが、対象者については、専任かつ一定の実務経験を有することを要件とされているところである。

そのため、介護支援専門員の研修の講師を担当するなど指導的立場にあり、5年以上の実務経験を有する者であっても、専任でないために受講対象者とならないといったケースがあり、これは、他の介護支援専門員に対する助言・指導などを行う人材の養成を目的として創設された、主任介護支援専門員研修の本来の趣旨に反するものであることから、今般、別添6「主任介護支援専門員研修実施要綱」の一部を別紙のとおり改め、平成20年4月1日より適用することとしたので、その取り扱いに遺漏なきようお願いする。

○ 介護支援専門員資質向上事業の実施について(平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別添6) 主任介護支援専門員研修実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 対象者 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。 具体的には、以下の①から④のいずれかに該当し、かつ、(別添3)「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は(別添5)「介護支援専門員更新研修実施要綱」の3の(3)に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者</u></p> <p>また、受講対象者の選定にあたっては、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>(別添6) 主任介護支援専門員研修実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 対象者 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。 具体的には、以下の①から③のいずれかに該当し、かつ、(別添3)「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は(別添5)「介護支援専門員更新研修実施要綱」の3の(3)に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>また、受講対象者の選定にあたっては、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。</p> <p>3～4 (略)</p>